

あおもり縄文ステーションじょもじょも展示作品制作プロモーション業務 仕 様 書

1 目的

この業務仕様書は、標記業務の受託候補者の選考に際して、青森県が受託候補者に要求する業務の基本的仕様を定めるものである。

2 趣旨

世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」を守り未来へ伝えていくためには、構成資産である青森県内8つの縄文遺跡（以下、「8遺跡」という。）の来訪・周遊を促進し、県民をはじめとした多くの人々に縄文遺跡群の価値に対する理解を深めてもらうことが不可欠である。

そこで、8遺跡の来訪・周遊の起点となる「あおもり縄文ステーションじょもじょも」（以下、「じょもじょも」という。）の長期的な露出拡大、認知度向上及び来場促進を図り、多くの人々が8遺跡について知る機会を創出するため、展示作品制作等によるじょもじょものプロモーションを実施するものである。

3 内容

（1）展示作品の制作企画

じょもじょもの長期的な露出拡大、認知度向上及び来場促進につながるような展示作品の制作を実施すること。

①制作期間

契約締結日～令和7年3月31日（月）

②展示場所

あおもり縄文ステーションじょもじょも

③業務内容

ア. 展示作品の企画・制作・搬入・設置

イ. ワイヤサービス等による展示作品のプレスリリース

ウ. 本企画に関する一切の業務（制作に要する材料の収集・調達、制作にアーティスト・デザイナーを起用する場合の交渉・契約・交通手段等の調整・使用許諾手続・報酬の支払い等も全て含む）

【作品規定】

- ・ 未発表のものであること。
- ・ 素材は劣化及び退色しにくいものとし、屋内での長期展示・保管及び輸送に耐え得る耐久性を備えたものとする。
- ・ サイズは幅 1,800mm×奥行 900mm×高さ 2,000mm に収まるものとする（組立式の場合は、組立後のサイズが収まるものとする）。なお、青森駅東口ビルの搬入用エレベーターは、幅 1,100mm×奥行 1,700mm×高さ 2,000mm である。
- ・ 重量は 350kg/m² 以内とする。
- ・ 天井及び壁面への固定はできないこと。
- ・ 音を発する展示作品の場合は、その音量を調節できるものとする。

【企画提案に当たっての留意事項】

- ・ 展示作品のコンセプト・完成図（ラフスケッチ可）・制作方法・素材・サイズ・制作スケジュールを企画提案書に明記すること。
- ・ 遺跡や出土品のイメージ画像・イラスト等を用いるときは、8 遺跡に関する遺跡や出土品とすること。
- ・ 展示作品の維持管理・修理が必要な場合、それに係る経費等について明記すること。
- ・ じよもじよも内で希望する展示スペースがある場合は提案すること。
- ・ 概算見積書は制作費の内訳が分かるように記載すること。
- ・ 契約後、縄文遺跡群の時代考証に沿った展示作品となるよう、デザイン・表現等について、発注者から修正を指示する可能性があること。
- ・ 契約後、各遺跡のガイダンス施設における期間限定での貸出展示など、展示作品の活用方法について、協議する可能性があること。
- ・ 制作にアーティスト・デザイナー等を起用する場合、当該アーティストの概要（本県との関わり（出身や本県における活動実績等）や、縄文に関する活動実績等）を記載すること。なお、契約後に、起用するアーティスト・デザイナー等の選定について、協議する可能性があること。
- ・ 展示作品のメインターゲットは特に定めないが、縄文への関心の有無を問わず、幅広い世代の興味を喚起する内容とすること。

(2) 展示作品を活用したPR企画

(1) の企画以外に、「じよもじよもの認知度向上」「じよもじよもを起点とした8遺跡への来訪・周遊意欲の喚起」等を目的とし、次のいずれかのPR企画を1つ以上実施すること。

- ・(1) の展示作品に関連する8遺跡への展示を想定した作品の制作
- ・(1) の展示作品を活用した普及啓発グッズ等の製作
- ・(1) の展示作品の制作過程を紹介するPR動画の制作等による展示作品公開に向けた気運醸成
- ・その他じよもじよもへの更なる来場促進が見込まれるPR企画

①実施期間

契約締結日～令和7年3月31日(月)

②業務内容

ア. PRの企画・実施

イ. 本企画に関する一切の業務 (PRに関する画像・映像の撮影、告知物の制作、各種媒体への掲載に係る交渉・契約・掲載料の支払い等も全て含む)

【企画提案に当たっての留意事項】

- ・ 8遺跡への展示を想定した作品を制作する場合、そのコンセプト・完成図(ラフスケッチ可)・制作方法・素材・サイズ・制作スケジュールを企画提案書に明記すること。
- ・ 8遺跡への展示を想定した作品の維持管理・修理が必要な場合、それに関する経費等について明記すること。
- ・ 8遺跡への展示を想定した作品を制作する場合、各遺跡の展示スペース等については、契約後に協議すること。
- ・ PRのメインターゲットは特に定めないが、縄文への関心の有無を問わず、幅広い世代の興味を喚起する企画構成とすること。
- ・ PRにSNSを活用する場合は、既存の縄文遺跡群アカウントも使用できること。

X(旧Twitter) : @jomonjapan

Instagram : @jomon_japan

- ・ (2) の企画実施経費について、消費税を除いた全体経費の20%以上とすること。

4 成果品

- (1) 制作物一式（展示作品・グッズ・PR動画等）
- (2) 業務報告書

※ 納品形式及び納品方法は別途定める。

5 履行期限

令和7年3月31日(月)

6 権利関係

- (1) 作品に係る著作権などの権利関係の処理・調整については、受注者が行うこと。
- (2) 成果品は、県が今後発表する各種著作物等に自由に掲載することができること。
各種著作物等とは、ガイドブック等の普及活動に伴う冊子、各種展示、イベント等の広報媒体やパネル、その他県が制作する著作物をさすものであること。
- (3) 作品について、第三者から法令に基づく特許・実用新案・意匠・商標・著作権などの権利侵害の損害賠償が提起された場合は、県は一切の責任を負わないこと。
また、県が損害を被った場合、損害を賠償すること。

7 契約に附帯する事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、県と十分な協議を経た上で行うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と受託者が協議して決定するものとする。